

令和 7 年度 政務活動費連絡会 報告書

令和 7 年 9 月 22 日

神奈川県議会 政務活動費連絡会

はじめに

今般、国は国家公務員等の旅費制度の見直しを行い、「国家公務員等の旅費に関する法律」（以下「旅費法」という。）等の関係法令を改正した（令和7年4月1日施行）。

この改正に伴い、本県も、特別職及び一般職の旅費制度について、法改正に準拠して見直しを行い、令和7年7月、「県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」（以下「条例」という。）をはじめとした関係条例の改正を行った（令和7年10月1日施行）。

政務活動費の指針（以下「指針」という。）においては、政務活動費における宿泊費について、旅費法や条例を根拠として規定しているところである。

そこで、政務活動費連絡会では、政務活動費における宿泊費等の取扱いについて検討を行い、その方向性について取りまとめたので、ここに報告する。

令和7年9月22日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

政務活動費連絡会 座長 田中 信次

政務活動に係る宿泊費等について

1 宿泊費の充当限度額について

(1) 現状

現行の指針では、国内及び国外における政務活動に係る宿泊費について、国内は条例、国外は旅費法に規定された宿泊料（定額）を充当限度額としている。

県の旅費においては、条例改正後、宿泊料は宿泊費に名称が改められ、支給額も定額から素泊まりの実費（上限付き）に改められた。また、宿泊費上限額は、国内及び国外ともに条例に定める額になり、宿泊費とは別に、夕食代及び朝食代（以下「夕朝食代」という。）並びに諸雑費に充てるための費用として宿泊手当が新たに支給されることとなった。

(2) 検討の視点

条例の改正内容を踏まえ次の視点から方向性を検討した。

ア 宿泊費の充当限度額について

イ 宿泊に伴う夕朝食代及び宿泊手当の取扱いについて

ウ 宿泊費の実費が条例に定める額を超えた場合の取扱いについて

(3) 方向性

ア 宿泊費への充当限度額は、国内及び国外とも、県の改正条例に定める額とする。

イ 夕朝食代については、他議会の状況や事務負担軽減の観点から、現行と同様に宿泊費に含めてよいものとする。

なお、政務活動費における実費弁償の原則にそぐわないことから、宿泊手当は支給しない。

ウ 実際にかかった宿泊費の金額が条例に定める宿泊費上限額を超え、宿泊費上限額を超える部分に政務活動費を充当することについては、合理的に説明できる理由（※）がある場合に限り、会派及び議員の責任において充当の妥当性

を判断し、その理由を支出伝票の備考欄等に記載の上充当することとする。

※ 「合理的に説明できる理由」としては、「政務活動の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき」といったことが考えられる。

2 引用する根拠規定について

(1) 現状

現行の指針では、宿泊費や航空運賃の充当について、引用規定が旅費法や条例となっており混在している。

(2) 検討の視点

今回のように旅費法と条例の改正時期がずれる場合に事務処理に支障が生じるため、指針における引用規定を統一する。

(3) 方向性

条例の内容は旅費法に準拠しているため、宿泊費及び航空運賃の引用規定を条例に統一する。

政 務 活 動 費 連 絡 会 委 員 名 簿

会 派 名	委 員 名
自 民 党	田 中 信 次 (座長) 武 田 翔 山 口 美津夫 ま す 晴太郎
立 憲 民 主 党 ・ かながわクラブ	栄 居 学 菅原 あきひと
かながわ未来	永 井 真 人
公 明 党	藤 井 深 介
日 本 維 新 の 会	片 桐 紀 子
県 政 会 ・ 立憲神奈川ネット	松 長 泰 幸